

大石田町職員の懲戒処分等の公表について

令和7年1月15日

下記のとおり、職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

1. 不正アクセス事案に係る処分（処分年月日：令和7年1月15日）

<当事者>

主事職級職員（20歳代・男性） 停職 2月

※下記2. 不適正な事務処理事案に係る当事者と同一職員

<業務担当者>

主任職級職員（30歳代・女性） 文書訓告（電算担当課）

主査職級職員（40歳代・男性） 文書訓告（電算担当課）

<業務統括者>

主幹職級職員（50歳代・男性） 文書訓告（電算担当課）

主幹職級職員（50歳代・男性） 厳重注意（元所属課）

<管理監督者>

課長職級職員（50歳代・男性） 文書訓告（所属課）

※下記2. 不適正な事務処理事案に係る管理監督者と同一職員

課長職級職員（50歳代・男性） 文書訓告（電算担当課）

【事案の概要】

当事者は、人事異動後の令和5年4月から令和6年3月までの間に、人事異動前に業務上知り得た管理者権限のアカウントとパスワードを使用し、サーバ内の共有フォルダへ93日にわたり不正にアクセスを繰り返し、個人アカウントではアクセスすることができない業務に関係のない所属課以外のファイルを開き、興味本位で人事関係や職員情報などを閲覧していたものである。

2. 不適正な事務処理事案に係る処分（処分年月日：令和7年1月15日）

<当事者>

主事職級職員（20歳代・男性）（停職 2月）

※上記1. 不正アクセス事案に係る当事者と同一職員

<業務統括者>

主幹職級職員（50歳代・男性） 文書訓告

<管理監督者>

課長職級職員（50歳代・男性）（文書訓告）

※上記1. 不正アクセス事案に係る管理監督者と同一職員

【事案の概要】

当事者は、令和6年7月に発送した国民健康保険税特別徴収税額通知書175通において、町長名を修正すべきところを、町長名の誤った通知書とお詫び状を同封して発送した。町長名の記載誤り、お詫び状の作成など、上司に一切の報告や相談もせず、自分一人で判断し、不適正な事務処理を行ったものである。

3. 再発防止策

庁舎内セキュリティ対策をより強化するとともに、全職員に対し、改めて服務規律の確保及びコンプライアンスの徹底を図っていく。

(問い合わせ先)

大石田町総務課総務グループ